

令和5年度第1回幕別町障がい者福祉計画策定委員会

- 1 日時 令和5年8月10日(木) 18:30~19:45
- 2 場所 幕別町役場 会議室2A・B
- 3 出席者 出席委員:高橋委員長、景山委員、小尾委員、佐藤(恵)委員、佐藤(文)委員、宮澤委員、菅野委員、森脇委員、村上委員、宇佐美委員、堀委員
欠席委員:赤石委員
事務局:樫木部長、亀田課長、高橋課長、菅原係長、居城主査、塚本
- 4 議事録 次のおり

~~~~~  
~~~~~

1 開会

○福祉課長 本日は、ご多用のところご出席を賜り、誠にありがとうございます。
本日、赤石委員から欠席する旨の連絡がありましたのでご報告いたします。

只今から、令和5年度第1回幕別町障害者福祉計画策定委員会を開会いたします。

はじめに、飯田町長から本委員会に対しまして、諮問を行います。

本委員会を代表しまして、高橋委員長にお受け取りいただきます。高橋委員長は、前の方にお進みください。

(委嘱状交付)

○福祉課長 開会にあたりまして、飯田町長からご挨拶を申し上げます。

○町長 あらためまして、皆さんこんばんは。非常に暑い中の会議となりましたが、本日の会議に出席いただき誠にありがとうございます。また、皆様方におかれましては、それぞれのお立場で、あるいは、お住いの地域において、幕別町の福祉向上はもとより、まちづくりに対し、ご理解ご協力を賜り、感謝とお礼を申し上げます。

ただいま、高橋委員長に諮問をさせていただきました。本年度末を持って計画の終期を迎えますことから、実計画の策定について、様々な見地からご提言をいただければありがたいというふうに思っております。

障がい者はもとより、全ての町民がこの町で幸せに暮らしていただくことが私たちの願いでございますので、偏に障がい者につきましては、様々な支援が必要になってまいりますので、障がい者が住み慣れた地域で生きがいを持って暮らし続けることができるような計画としたいと思っておりますので、皆様方のご提言をお願いいたしまして、私からの

挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

- 福祉課長 飯田町長につきましては、ここで退席をさせていただきます。
(飯田町長退席)
飯田町長から諮問をいたしましたので、諮問書を委員の皆様にお配りさせていただきます。
(諮問書配布)
ここで、本委員会に委員の変更がありましたので、委員の皆様から自己紹介をお願いしたいと思います。委員名簿は議案書の2ページをご覧ください。名簿に沿いまして、高橋委員長から時計回りに、所属と氏名をご紹介いただければと思います。
(各委員順番に自己紹介)
- 福祉課長 続いて、職員の自己紹介を行います。
(樫木部長から順番に自己紹介)
- 福祉課長 それでは、議事に移りたいと思います。障害者福祉計画策定委員会条例第4条第2項の規定により、委員長が会務を総理することから、この先は高橋委員長が進行いたします。よろしくお願いいたします。

2 協議・報告事項

- 委員長 それでは、2番、協議・報告事項の1)『まくべつ障がい福祉プラン2021』の進捗状況について、事務局から説明をお願いします。
- 障がい福祉係主査 それでは、『まくべつ障がい者福祉プラン2021』の進捗状況についてご報告申し上げます。
まず、資料1と資料2、そして黄色の表紙の「まくべつ障がい者福祉プラン」を用いて説明をいたしますので、不足している方はお申し出ください。
それでは早速ではありますが、資料1の表紙をめくっていただき、1ページ目をご覧ください。あわせて、冊子の「まくべつ障がい者福祉プラン2021」の20・21ページをご覧ください。
まず、表の見方ですが、「幕別町障がい者福祉計画」には基本理念である「自立・社会参加・共生」を実現するための6つの施策目標があります。これが(黄色の冊子)プランの21ページに記載されているものです。資料1の1ページ目の一番上段には「1 障がいへの理解と権利擁護」と表記をしております。これが6つの施策目標にあたり、その下、「(1) 障がいへの理解、差別解消の推進」と記載されているの

が、6つの施策目標を具体化した施策の内容にあたる部分となります。

事業名が、上の「施策の内容」から派生する、それぞれの各事業の名称になります。

真ん中より少し右にあります、「進捗状況」ですが、計画の期間である令和3年度から令和8年度における達成状況を示しており、△が検討、●が継続、○が実施、◎が事業内容の拡大を表しています。表の一番右側にはそれぞれの事業ごとの取組内容を記載しております。

資料1につきましては、特徴的な実績のある事業を中心に説明させていただけたらと思います。

それでは、1ページ目「障がいへの理解と権利擁護」についてからであります。

1番「自立支援協議会定例会の開催」です。本定例会は原則毎月第4火曜日の18時から様々なテーマで障害者理解等を図るべく実施しております。令和4年度はコロナの影響もあり参加者が少ない回もありましたが、予定通り8回開催しております。今月は22日に札内コミュニティプラザにおいて合理的配慮をテーマに定例会を開催する予定ですので、皆様方もご都合がございましたらぜひご参加いただければ幸いです。

同じく1ページの5番「障がい者虐待発生時の体制の構築」ですが、令和5年4月から幕別町、池田町、豊頃町、浦幌町の東部十勝4町で地域生活支援拠点を共同設置しました。緊急時の一時避難等の必要な機能については、今後4町で協議を進めていく予定となっております。

続きまして、2ページ「2 自立した生活支援の充実」です。12番「割引・減免制度の事務の支援と周知」では、各種制度について広報やホームページで周知しているほか、有料道路通行割引については、申請手続き方法に変更があった際など、必要に応じて対象者に対して個別に通知を送付するなどして、制度の周知に努めております。

3ページに移りまして、「3 障がい児支援体制の充実」です。15番「町発達支援センターの機能充実」では、必要に応じて早期から療育に繋がれるよう、定期的に保護者の相談を受ける体制を整備しているほか、発達支援センターに配属されている心理士が各学校等と連携し、アドバイスをしたり、支援者からの申出に応じて発達・知能検査を実施しております。令和3年度の進捗状況は△検討としておりましたが、このような体制の整備については令和3年度も行っており、事業の目標をおおむね達成できていると判断し、令和4年度の進捗状況は●継続とさせていただきます。

19番「教育支援体制の充実」では、幕別町自立支援協議会医療的ケア

児支援部会において、医療的配慮が必要な児童を把握しておりますが、インシュリン療法が必要な児童が地域の小学校への進学を希望していたことから、町教育委員会や医療機関等と協議を進め、小学校に看護師を配置し、学校へ通学できる支援体制を整備しました。

4ページをお開きください。「4 就労支援の充実」です。22番「農福連携の推進」ですが、令和4年度は農福マルシェを2回開催し、町内で生産された農産物を町内の就労系事業所の利用者が販売員として、農作物の販売や、野菜の詰め放題などを実施しております。

5ページをお開きください。「5 安全・安心な生活の確保」です。

26番「安全・安心のまちづくりの推進」ですが、町の施設の改築・改修時にバリアフリーを取り入れているほか、歩道の修繕時にも縁石の段差をなくしております。進捗状況について、令和3年度は検討としておりましたが、令和3年度から改修・修繕がある際にはバリアフリーを取り入れることに努めていたことから、令和4年度の進捗状況は継続とさせていただきます。

28番「避難行動要支援者の支援体制の整備」ですが、令和4年度は町防災環境課職員が講師となり、幕別町自立支援協議会定例会や相談支援部会において、災害についてや防災、個別避難計画についての講演を行っております。

最後に5ページ中段以降の「6 保健医療の充実」、32番の「自立支援協議会医療的ケア児支援部会の開催」についてです。先ほど、19番「教育支援体制の充実」でも説明しましたが、医療的ケアを必要とする子どもを地域の小中学校で受入、どのような体制をとることで安心・安全な学校生活を送れるかについて、医療的ケア児支援部会において、教育委員会や学校も交えて協議を重ね、看護師を配置することができました。また、胃ろうによる経管栄養が必要な子どもが地域の幼稚園・保育園への入園を希望していたことから、令和4年度中に部会内で協議を進め、令和5年度から保育園へ看護師配置に対する補助を行うことで、希望する保育園へ通園できる体制を整備しております。

6つの施策目標について、特徴的な事業について抜き出での説明とさせていただきます。

資料1の説明は、以上となります。

続いて、資料2をご覧ください。

1ページから2ページにかけては、各障害者手帳の所持者数になります。

1ページの身体障害者手帳の所持者数は減少傾向にあります。2ペ

ページの療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加傾向となっております。2ページの③精神障がい者に関する部分については、北海道において令和4年度末（令和5年3月31日現在）の数値が確定していないことから、各年3月31日現在の数値となっておりますのでご了承ください。

資料2の3ページ、黄色い冊子のまくべつ障がい者福祉プラン 2021の35ページをご覧ください。

『①施設入所者の地域生活への移行状況』についてですが、国の基本指針では、令和5年度末までに福祉施設入所者の6%以上がグループホームや一般住宅などの地域生活に移行を想定し、入所者を1.6%以上減少としております。幕別町の第6期計画でも、実績と実情を踏まえて、地域移行を6.7%、入所者数を1.7%減少することを目指しております。従いまして、令和元年度実績58人をもとに、令和5年度末の入所者数の《目標値》を57人、地域生活移行者数の《目標値》を4人としております。

令和2年度及び令和4年度に1人ずつ地域生活移行者がいたため、令和4年度末時点では2人が地域移行しております。地域生活移行をした方や、死亡等により退所された方がいるため、令和4年度末の施設入所者数は53人となっております。

資料2 3ページの②、まくべつ障がい者福祉プラン 202136、37ページをご覧ください。『②地域ケアシステムの構築状況』ですが、国の基本指針では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの推進のため、地域における精神保健医療福祉体制の基盤を整備することとしており、幕別町の第6期計画でも、協議の場を設置、また、相談やサービスに繋がっていないひきこもりの人も含め連携機関が協力して情報収集に努めるとともに、アウトリーチ体制を構築し家族支援についての体制を検討することとしております。令和4年度末時点では特化した協議の場は未設置となっておりますが、自立支援協議会の場においてその役割を果たしております。

資料2 4ページをお開き下さい。『③精神障がい者のサービス利用状況』ですが、精神障がい者の各サービス利用者数の令和5年度目標値と、令和4年度末実績値を記載しております。

次に、『④地域生活支援拠点の整備状況』についてです。まくべつ障がい者福祉プラン 202138、39ページをご覧ください。国の基本指針では、障がいのある人の重度化・高齢化等を見据え、地域で障がいのある人やその家族が安心して生活するために、緊急時にすぐに相談が行え、

必要に応じて緊急的な対応が図られる体制として地域生活支援拠点の整備を推進していく必要があるとされております。令和5年4月から幕別町、池田町、豊頃町、浦幌町の東部十勝4町で共同設置しました。地域生活支援拠点の機能充実に向けた検証及び検討については、今年度から最低1回は行っていく予定としております。

資料2『⑤福祉施設利用者の一般就労への移行状況』及びまくべつ障がい者福祉プラン202140ページをご覧ください。幕別町の第6期計画では令和5年度末までの各年度の一般就労移行者数を4人と設定しております。令和4年度末において一般就労に移行した者の数は3人となっております。

資料25ページ、まくべつ障がい者福祉プラン202141ページをご覧ください。『⑥発達障がい者支援体制の取組状況』ですが、医療機関へ早期に繋げていけるよう発達検査や相談体制を確保し、保護者への支援を行っていくため、ペアレントトレーニングの受講者数等の目標値を定めており、R4年度末までの実績値については記載のとおりとなっております。

次に『⑦相談体制の充実・強化の実施状況』についてです。幕別町では基幹相談支援センターの設置、自立支援協議会相談支援部会やこども支援部会の開催等により、相談支援体制の充実・強化を図っております。実績については記載のとおりとなっております。

次に『⑧障害福祉サービス等の質の向上のための取組状況』についてですが、障がい福祉サービス等の質を向上させることを目的に、毎年研修へ参加しております。

資料2『⑨訪問系サービスの利用状況』以降、各種サービスや事業についての計画値と実績値となります。まくべつ障がい者福祉プラン2021では43ページ以降が該当箇所となっております。

資料26ページ『⑩日中活動系サービスの利用状況』では、令和3年度と比較し、就労移行支援、就労継続支援、短期入所の利用量が増加しておりますが、その他サービスについては減少若しくは横ばいとなっております。

資料28ページ、まくべつ障がい者福祉プラン202148ページをお開き下さい。『⑫相談支援の利用状況 ◇計画相談支援の利用者数』ですが、幕別町の第5期計画では、サービス請求実績を用いて1月あたり平均を算出していましたが、請求月にばらつきがあることから、第6期計画からは年度末時点における計画相談支給決定者数に変更しております。令和4年度末時点では245人が計画相談支援を利用しています。

資料 2 9 ページ中段からは『⑬地域生活支援事業の状況』になります。成年後見制度利用支援事業については、令和 2 年度までは実績がありませんでしたが、令和 3 年度、令和 4 年度と 1 人ずつ利用がありました。資料 2 10 ページの意思疎通支援事業については令和 3 年度と比較し、利用者数 2 人増の 4 人となっております。資料 2 11 ページ、移動支援事業や地域活動支援センター事業、日中一時支援事業の利用実績は令和 3 年度と比較し減少しております。

資料 2、12 ページ、まくべつ障がい者福祉プラン 202158、59 ページをお開き下さい。『①障害児通所・相談支援の利用状況 ◇障害児通所支援の利用量』についてです。児童発達支援や放課後等デイサービスの利用量は令和 3 年度と比較しほぼ横ばいとなっておりますが、計画値を大幅に上回っております。福祉課や発達支援センター、医療機関等の案内や周知により、保護者や、学校教員のサービスへの理解が進み、発達障害といった言葉への抵抗感が少なくなったこと等が要因と考えております。令和 5 年度からは幕別町発達支援センターの事業化に伴い、利用者数が更に増加するものと考えております。

次に、『障害児相談支援の利用者数』についてですが、計画相談支援の利用者数と同様、第 5 期計画と第 6 期計画で算出方法が異なっており、令和 4 年度末時点では 45 人が障害児相談支援を利用しております。

以上で『まくべつ障がい者福祉プラン 2021』の令和 4 年度の進捗状況についての報告を終わります。

- 委員長 説明が終わりましたが、皆さんから、ご質問等はございませんか。
- 佐藤(文)委員 はい。
- 委員長 佐藤委員。
- 佐藤(文)委員 資料 1 の防災のところなんですけど、どこの地域でもそうだと思うのですが、停電の時に命の危険とかそういった部分で、電気の確保の方法を検討していただけないかなというのが私からのお願いでございまして。
- 障がい福祉係長 災害時の電源確保についてでございます。委員がおっしゃるように、障がい者や高齢者やまた病気の方など、町内に電源が確保されないことで命に直結する方がいらっしゃいます。

現在、防災環境課では、災害時における防災協定を町内外様々な事業者や自治体と締結しており、電源に関しましては現状 4 社と発電機のレンタルや電気自動車からの電力提供の協定を結んでおります。ただし、これは、障がい者や高齢者、疾患をお持ちの方のためにというものにはなっておらず、町民皆さんの電力確保ということでの、協定となっております。

佐藤委員がおっしゃるように、実際に電力が途切れることで、命に直結する方がおられることから、今後、個別避難計画の作成と合わせて、こういったことができるのか、必要な方にどのように電気を届けるのか、そういったことを担当課と協議していければと思います。以上です。

○佐藤(文)委員 前向きな対応をお願いしたいと思います。

○委員長 他にございませんか。

○森脇委員 はい。

○委員長 森脇委員。

○森脇委員 何点か質問させていただきます。まず、資料1の1ページ、通し番号で5番の「障がい者虐待発生時の体制の構築」の事業内容として計画として「地域生活支援拠点」について、お尋ねします。

先ほどの説明にもありましたが、幕別町において、令和5年度に向けて協議を行い十勝東部4町で設置したということではありますが、これは、障がい者の親無き後を見据えて、障がい者の地域生活支援を推進する観点から、国の方針として平成29年度末までに各市町村または圏域に設置することを基本としてあります。協議をおこなったということですが、進捗状況と、協議の内容についてももう少し詳しくお聞かせください。

2点目が、資料1の2ページ、通し番号で言うと7番の「居住系サービスの充実」に関連してお尋ねします。

道南の江差町にある福祉施設、グループホームでありますけれども、知的障がいのある入居者に対し、不妊処置をしていた問題で、北海道は本年6月に、対応が不十分として文書指導を行っています。この問題を聞いたときに過去に優生保護法の下において障がい者に対し強制的に不妊処置を行っていたというおぞましい歴史があるわけで、今だこんなことをやっているのかと大変驚いたところです。施設側も結婚をしてほしくない。結婚しても子どもを産んでほしくないと思っているところがまだあるんだな。と思ったところです。また、この問題を受けて、北海道は、道内全てのグループホームに対して、入居者の結婚などに関する実態調査を本年1月から4月に行ったと聞いております。そこで、幕別町内になるグループホームの調査結果について、わかる範囲で、また、公表できる範囲でお尋ねいたします。

○障がい福祉係長 はい。地域生活支援拠点は、障がいのある方々またその家族が身近な地域において、日常生活、社会生活を営むための支援を受けられることで、社会参加の機会を確保されるとともに、障がい者自身がどこで誰と生活するかという選択の機会を確保するため、施設や病院から地域に移行し、緊急時の相談や短期入所の受け入れ態勢などの支援体制を整え安

心して生活を続けていけることを目的としたものであります。幕別町においては、池田町、豊頃町、浦幌町と共同での令和5年度からの設置を目指し、令和4年度に各町担当者による協議、また課長職も含めた協議も行い、各町に既存に存在する様々な相談窓口やサービス提供事業所を活かした、いわゆる面的整備の手法を用いて実施することを決定し、4町が連携することで各町の資源を融通し合いながら、進めていくことを確認し、その旨、協定書、覚書を4町で交わしたところであります。

幕別町においては、緊急時の連絡体制については、土日や夜中については役場に連絡を入れていただくと、宿直に繋がり、そこから障がい福祉担当に連絡が来ることになっております。

そのような経過を経て、令和5年度より設置し、北海道に対し届出を行ったところでありますが、まだまだ課題もあり、試行錯誤しながら改善点を毎年4町で協議しながらよりよいものとしていく必要があると感じております。

昨年12月に発覚した、江差町内のグループホームにおける知的障害者が結婚や同居を望んだ際に本人の意思に反した不妊処置を提案し、実際に16の方が応じていたという、障がい者差別、障がい者虐待にもあたる問題は、全国的に大きな衝撃を与えたところであります。

この問題を受け、北海道では道が所管する399の全てのグループホームの管理者および利用者本人に対し調査を本年1月から4月にかけて実施したところであります。

回答については、北海道から直接管理者および利用者に案内が送付され、回答用紙又は、インターネットによる回答としていることから、幕別町内の事業所がどのような回答を行ったかについては、公表されていないところではあり、町においてもその回答内容は把握が出来ておりません。

ただ、町独自で確認をしたところでは、町内GHにおいては、結婚の相談を受けたケースはこれまでにないと聞いておりますが、今後そういった相談を受けた際は、相談者の話をよく聞きアドバイスをしつつ、その家族とともに応援をすることといったことがなされると認識しているところであります。しかしながら、道内多くのGHで回答があったように、結婚した後に、GH内の同じ部屋での生活が可能かどうかについては、他の利用者への影響や部屋の広さ等もあり簡単に受け入れが可能かどうかという課題もあると認識しております。

○委員長

よろしいですか。ほかにございませんか。

無いようですので、では、次に2)第7期障がい福祉計画・第3期障

がい児福祉計画の骨子について事務局から説明をお願いします。

○障がい福祉係長 第7期障がい福祉計画・第3期障害福祉計画の骨子についてご説明いたします。

文字ばかりで見づらく大変恐縮ですが、資料は3になります。

まず資料の真ん中ほどからの【計画の性格】についてご説明します。

幕別町においては、①「障がい者福祉計画」、②「障がい福祉計画」、③「障がい児福祉計画」と3つの計画を1つの冊子として、一体的に作成するという考えのもと、前回令和2年度に本委員会において委員の協議をいただきながら、「まくべつ障がい者福祉プラン2021」を作成したところであります。

①の「障がい者福祉計画」ですが、こちらは根拠法令が障害者基本法となっており、障がい者福祉事業全般にわたる計画となっています。そのため、町の障がい福祉の方向性や今後の目指していく姿を定めるものであります。

②の「障がい福祉計画」の根拠法令は「障害者総合支援法」、正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」となっており、略称として「障害者総合支援法」と呼んでおります。この法律が根拠となっている障がい福祉計画は、国が定める基本指針を基に、障がい福祉サービスの数値目標や確保すべきサービス量・確保のための方策を定めるものでありますので、①の「障がい者福祉計画」に比べ、具体的かつ数字での目標値や見込み値を表す計画となっています。

③の「障がい児福祉計画」は根拠法令が児童福祉法となっており、18歳未満の障がい児の相談支援体制の確保に係る目標や各サービスの必要見込量を定める計画となっており、②と③は障がい者と障がい児という違いがございますが、近い性格の計画となっています。

そのようなことから、一番下に記載している④にありますとおり、障がい福祉計画と障がい児福祉計画の整合性を図りながら一体的に策定することが可能とされているところであります。

今年度、作成いたしますのは、このうち、②の障がい福祉計画と③の障がい児福祉計画となります。

障がい福祉計画と障がい児福祉計画の根拠法令はそれぞれ異なりますが、いずれも、国が策定している基本指針に基づき、数値目標やサービス量の確保等を示し、サービス整備の円滑な実施を計画的に図ることための計画でありますことから、後ほど説明させていただく、アンケートの実施によりニーズ等の把握を行い、国の指針、障がい者福祉計画及び町の各種計画との整合性が図られた計画を策定いたします。

次に、1 ページ目の少し上に戻っていただき、真ん中ほどにあります【計画の期間】についてであります。まくべつ障がい者福祉プラン 2021 の中には、先ほど計画の性格のところの説明をいたしました、3 つの計画が一体的に定められております。障がい福祉計画と障がい児福祉計画は、国が策定している基本指針に示されておりますとおり 3 ヶ年計画となっております。今年度策定する計画は令和 6 年度を初年度とし、令和 8 年度までとするものでございます。

障がい者福祉計画は障がい福祉に関わる総合的・全般的な計画でありますことから、ある程度の中長期を見据えて実施していくという考えのもと、6 ヶ年計画として令和 2 年度に策定されており、令和 3 年度を初年度とし令和 8 年度までの計画となっております。ですので、障がい者福祉計画につきましては、6 つの柱で町の 6 年間の障がい福祉施策を記載しておりますが、今後 3 年間も引き続き 6 つの柱を基本とし推進していきたいと考えております。

皆さんがお持ちの「まくべつ障がい者福祉プラン」のページ数で申し上げますと、

①の障がい者福祉計画が第 4 章になりますが、20 ページから 32 ページまでとなっております。

②の障がい福祉プランが第 5 章と第 6 章になります。ページは 33 ページから 54 ページとなります。

③の障がい児福祉計画が第 5 章と第 7 章になりまして、33 ページ・34 ページ及び 55 ページから 59 ページまでが該当するページとなります。

資料 3 にお戻りいただき、裏面をご覧ください。参考として、国及び北海道の現在の関連計画を記載しております。

【計画策定体制及び策定後の評価分析】でございますが、今後、アンケート調査の実施、自立支援協議会での意見徴収、またパブリックコメントも実施をいたします。

最終的には、本委員会の答申を基に、町が策定をする。ということになります。

また、評価分析については、本日ご説明をしました、進捗状況のような形で毎年、本委員会の皆様にご報告をし、ご意見をいただいた中で評価をしてまいりたいと考えております。

令和 6 年度には、まだ詳細な通知はございませんが、障害福祉サービスに係り新たなサービスの設立や事業所がサービス提供時に請求する単価設定などの改定が行われる予定となっております。

今後、国からの情報に注視し、実態に即した計画としていく考えであ

ります。

最後に、【計画の基本理念】であります。障がい福祉のサービスの提供は当たり前でありまして、重要なのは、障害者基本法にも明記されておりますとおり、「障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会を実現すること」であります。

今回、策定する障がい福祉計画及び障がい児福祉計画においても、障がい者福祉計画の基本理念「自立」、「社会参加」、「共生」の3つを基本理念とし、障がいのある人が自立して普通に暮らし、また、地域に住む人が、障がいの有無や老若男女にかかわらず、自然と交わり、支えあう町づくりを目指した計画にしていきたいと考えております。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長

皆さんから、ご質問等はございませんか。

無いようですので、では、次に3) 障がい福祉計画及び障害児福祉計画策定に係るアンケート調査について事務局から説明をお願いします。

○障がい福祉係長

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定に係るアンケート調査についてご説明いたします。

右上四角囲みで資料4とある、3) 障がい福祉計画策定に係るアンケートについてというA4の資料をご覧ください。

今回実施するアンケートは、計画の策定にあたり、障がいのある人やそのご家族に対して、障がい福祉サービスの利用実態や今後、障がい者福祉計画に基づく障がい福祉施策に反映させるため、生活面・経済面での実態、障がいに対する地域の理解度や将来の希望についてもお聞きするものであります。

令和2年度実施時同様、対象者は資料に記載のあるとおり、障がい者と障がい児に分け、2種類のアンケートを実施したいと考えております。その下に対象者を記載しておりますが、いずれも幕別町に在住している方で、障がい者につきましては、年齢が18歳から64歳まで、身体・療育・精神保健福祉のいずれかの手帳を所持している方、もしくは手帳を所持していなくても障がい福祉サービスを利用されている方。障がい児のアンケートにつきましては、0歳から17歳までで、障害者手帳を所持している方、手帳を所持していなくても、障がい児通所サービスを利用している方、これには町の発達支援センターも含まれます。その条件の方を抽出し、依頼をさせていただき予定でございます。対象人数については、手帳の取得やサービス利用の開始、転出等により日々増減がありますので、郵送時点における対象者とさせていただきます。なお、前回令和2年度のアンケート調査時では、障がい者アンケートで660人、障

がい児アンケートで 220 人で行いました。今回も同程度を予想しております。

また、今回は、回答率を少しでも上げることができればと考え、これまでどおりの返信用封筒による紙での回答の他、QRコードを読み取っていただいでWEB上でも回答ができるようにしたいと考えているところでございます。本日お配りの資料にはまだQRコードの記載はできておりません。ご了承いただければと思います。

アンケートは本委員会終了後、今月下旬を目途に対象者へ郵送をしたいと考えております。期間はおよそ1か月間で9月下旬までを想定しており、その後集計等を行い、次回の本委員会で結果をご報告したいと考えております。

次に、アンケートの中身についてであります。

前回アンケート実施の際に本委員会において委員の皆様方にもご協議いただいたことで、本計画の策定に係り、必要な事項が十分に盛り込まれているアンケートでありましたことから、項目については、概ね前回と同様の内容としております。

設問数で申しますと、少し前回よりも増えているのですが、1つの設問を分割したり一部追加削除を行っておりますことから、全体的なボリュームは前回と大きく変更はしておりません。

実際のアンケート用紙については、お手元に配布しております。

まず障がい者用のアンケートをご覧ください。ルビが振れられている方になります。ページをめくっていただき、1ページから3ページに渡る、問1から問11までは調査対象者の基本情報の項目です。4ページから6ページに記載の問12から問14が障害福祉サービスに関する項目となっています。6ページから9ページに記載の問15から問24までが住まいや暮らしに関する項目となっております。10ページ・11ページに記載の問25から問27が悩みや相談ごとに関する項目、11ページから14ページに記載の問28から問34が外出や就労に関する項目、15ページ記載の問35が情報収集に関する項目、問36と次のページの問37が地域防災に関する項目、16ページから17ページにかけての問38から問40までが障がいへの理解や成年後見制度に関する項目、17・18ページにかかる問41から問43がこれからのまちづくりに関する項目、最後に問44を自由記述としております。

次に障がい児用ですが、1ページから3ページに渡る、問1から問11までは調査対象者の基本情報の項目、4ページ・5ページに記載の問12から問14までが障害福祉サービスに関する項目であります。5ページ

から7ページに記載の間15から間20が住まいや暮らしに関する項目、7ページから8ページに記載の間21から間24までが悩みや相談ごとに関する項目、8ページから10ページの間25から間29までが教育(保育)や療育、支援のための連携に関する項目、10ページの間30が障がいへの理解に関する項目、11ページの間31・32が地域防災に関する項目、12ページに記載の間33から間35がこれからのまちづくりに関する項目、そして最後問36を自由記述としております。

対象者への送付時にはQRコードの添付でWEB上の回答ができるようにするため、特に障がい児のアンケートについて保護者の方が手軽にスマホから回答などをしていただければと考えているところでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

- 委員長 説明が終わりましたが、皆さんから、ご質問等はございませんか。
- 佐藤(文)委員 はい。
- 委員長 佐藤委員。
- 佐藤(文)委員 内容というよりも表現の仕方の部分なんですけれども、例えば、障がい者用のアンケート案の6ページですが、WEBによる回答だと問題ないかなと思いますが、問12から14までいずれも、「上記の」と書いてありますが、全ページのとか、4ページ・5ページのという記載の方法の方がわかりやすいのかなと思います。同じように、17ページの間41から43で「次の」という記載を次ページのとか、WEB上であっても下記のと書いた方が回答する方には見やすいかなと思います。障がい児の方のアンケートでも同様の箇所がありますので、どうでしょうか。
- 障がい福祉係長 ご意見ありがとうございます。委員がおっしゃるとおり、アンケートは回答する方がいかにわかりやすくできるかが重要かと思っておりますので、必要箇所を修正するなどし、アンケートの発送をしたいと思っております。ありがとうございます。
- 委員長 他にございませんか。
- 森脇委員 はい。
- 委員長 森脇委員。
- 森脇委員 はい。アンケート調査票の作成にあたっては、障がい者等の実態を可能な限り正確に把握することは勿論のこと、回収率の向上のためにも調査の内容を簡潔で分かりやすくすることが必要です。今回QRコードを利用した回答も可能ということですが、回答率を上げることでより当事者の声を反映した計画になるものと思いますが、視覚障害の方への配慮として、点字や音声コードによる調査票を用意する考えがあるかないか

ということが1点目。2点目として、書いたりすることが困難な方もおり、回答することができない方に対して、家まで出向いて個別に聞き取りなどをする考えはどうかということをお聞きします。

○障がい福祉係長 アンケートについては、先ほどご説明をさせていただきましたとおり、障がいの3手帳を所持している方、又はサービスを利用している方を対象としているところであります。

点字や音声コードを利用したアンケートというところではありますが、点字や音声コードを利用したアンケートを実施する場合は、専門的な知識が必要にもなり、町において作成することが困難であることから、委託が必要になること。また、回答については、本人の家族、支援者が行うことも可能であることから、支援者の方々のご協力をいただきながら実施したいと考えておりますことから、今回のアンケートにおいて、点字や音声コードを活用することは考えておりません。

また、個別に出向き聞き取りをとということでございますが、繰り返しになりますが、本人に限らず、そのご家族、支援者によるご協力いただきながらご回答いただきたいこと、今回 QR コードの読み取りにより、スマホを使った回答も可能にしたところでもあります。また、回答は無記名での回答としていることから、こちらから働きかけて個別訪問ということは現状考えてはおりません。

○委員長 他にございませんか。

○堀委員 はい。

○委員長 堀委員。

○堀委員 障がい児用のアンケートの間 28 ですが、最も力を入れてということでは1つのみの回答となっておりますが、保護者の立場からしたら、全部です。となるかなと思います。町として、全てを一気にということは難しいと思いますので、優先して取り組むところをということでの設問だと思いますので、優先してという言葉を入れるか、優先順位をつけて回答してもらうなどにすることで、回答する方も整理して回答できるかなと思います。

○障がい福祉係長 ご意見ありがとうございます。委員がおっしゃるように、保護者としてしましては、全部力を入れてほしい。もっと良くしてほしい。と願いは当然かと思えます。ただ、その中でもという思いもあって、いずれか1つということにしているわけでございますが、ご意見については、内部で検討させていただきまして修正できる部分は修正をし、対応していきたいと思えます。ありがとうございます。

○委員長 他にございませんか。無いようですので、協議・報告事項は以上とな

ります。貴重なご意見が出ておりましたので、事務局はよろしくお願
いします。

3 その他

○委員長 次に3その他ですが、事務局から今後のスケジュールについてお願
いします。

○障がい福祉係長 一番後ろに添付をしております、1枚ものの、策定スケジュール(案)
をご覧ください。

本日、いただいたご意見をもとにアンケート(案)を修正し、この後、
対象者への郵送準備を行い、8月下旬に郵送を考えております。9月下
旬頃を締め切りとし、その後集計を行い、次回の委員会開催時に皆様に
結果をご報告させていただきます。次回の委員会につきましては、アン
ケートの集計等が終わった後、11月下旬を目処に開催をさせていただ
く予定でございます。

第2回の委員会では、アンケートの結果及び計画の素案もお示しがで
きればと考えておりますので、そこで様々なご意見をいただき、ご意見
を踏まえて必要な修正をした計画(案)を1月中旬から約1か月パブリ
ックコメントを行い、その結果及び修正した最終案を最後2月下旬から
3月上旬予定の第3回の委員会でお示しし、最終調整を行った上で、高
橋委員長より町長に対し、答申をいただく予定となっております。第3
回の委員会は、パブリックコメントの結果状況によっては、多少早めて
の開催となる可能性もございます。

答申を基に町で決定をし、4月から新計画をに基づいて、障がい福祉
施策に取り組んでいくこととなります。

およそ1年をかけての計画策定となります。皆様には、年3回の会議
と負担をおかけいたしますが、どうぞよろしくお願いたします。

以上が、今後の流れの説明となります。

○委員長 この際、委員の皆様からも何かありませんか。

無いようですので、本日予定しておりました議案が終了いたしました。

それでは、以上をもちまして令和5年度第1回幕別町障害者福祉計画
策定委員会を終了いたします。お疲れ様でした。